

有名人のプライバシーと写真報道の自由・再考

— 欧州人権裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決のドイツに対する影響 —

鈴木秀美

一 はじめに

二 欧州人権裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決

1 事実

2 判旨

3 判決に対するドイツ政府の対応

三 本判決の射程

1 本判決の問題点

2 本判決のドイツに対する影響 — 連邦憲法裁判所二〇〇四年一〇月一四日決定

一 はじめに

ハリウッド俳優やスーパーモデル、欧州で活躍するサッカー選手など、大衆が関心を寄せる有名人が、仕事を

離れて、買い物や散歩など公共の場所で日常生活を送っている場合、本人の同意なくその姿を写真撮影し、新聞や雑誌に掲載することは法的に許されるか。許されるとして、それはどの程度までか。欧州人権裁判所第三小法廷の二〇〇四年六月二四日判決は、モナコ・カロリーヌ王女のドイツに対する個人申立てを受けて、この問題についての判断を示した。本判決では、公園、市場、海辺、スキー場などといった公共の場所で日常生活を送っている王女を撮影した写真の公表を認めたドイツ連邦憲法裁判所第一法廷の一九九九年一二月一五日判決が、「申立人の私生活の有効な保護を保障するためには不十分」であり、欧州人権条約八条に違反すると判断されたことから注目を集め、ドイツ内外で前例がないほど大きな反響を呼んだ。

ドイツは、近年、欧州人権裁判所での敗訴が続き⁽³⁾、欧州人権裁判所判決の国内法への影響や、欧州人権裁判所とドイツ連邦憲法裁判所の関係をめぐる議論が高まっている。筆者はすでにドイツ連邦憲法裁判所のモナコ・カロリーヌ王女事件判決を手がかりに、有名人のプライバシーと写真報道の自由について検討を加えたことがある。⁽⁴⁾そこで本稿では、本判決を比較的詳細に紹介することにより、本判決と一九九九年の連邦憲法裁判所判決の相違を明らかにしたうえで、本判決がドイツにどのような影響を与えるか、その射程について考えてみることにしたい。

恩師田口精一先生は、一九八一年度の日本公法学会部会報告「人権の国際化」において、人権保障の実施について、「国により著しい格差のあることも否定できないが、それでも人権尊重の思想と基本原理とは各国共通のものとして、世界各地域に拡大、浸透して行く可能性をもつものとみることができよう」と述べておられる。有名人のプライバシーと写真報道の自由をめぐって生じた、欧州人権裁判所とドイツ連邦憲法裁判所の対立とその調整に関するこのささやかな研究を、謹んで田口精一先生の墓前に捧げたい。

二 欧州人権裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決

1 事 実

(1) 事件の成立

申立人は、モナコ公国のレーニエ大公の長女で、モナコ国籍のカロリーヌ王女である。王女は、一九九九年に三度目の結婚によってドイツの名門ハノーバー公夫人となつた。王女は、主にパリで暮らしている。王女は、九〇年代初めより、欧州諸国において私生活を撮影した写真の公表をめぐつて大衆紙と争つてきた。⁽⁶⁾ 本件で問題とされた写真は、ブルダ社のドイツ語雑誌『ブンテ』と『フライツァイト・レヴュー』、ハインリッヒ・バウアース社のドイツ語雑誌『ノイエ・ポスト』によつて公表されたものである。具体的には、①一九九三年七月から八月に『フライツァイト・レヴュー』と『ブンテ』に掲載された一連の写真、②一九九七年二月から四月に『ブンテ』に掲載された一連の写真、③同年に『ノイエ・ポスト』に掲載された一連の写真の公表が争われた。写真①には、王女が当時交際していた俳優との夕暮れのレストランのテラスでの食事、王女一人での乗馬、二人の息子たちといつしょの様子、お供の女性と市場の花屋に立ち寄ったところなどが撮影されていた。写真②にはスキ場での休暇、ハノーバー公との競馬見物やテニスをしている様子など、写真③には、水着姿の王女がモンテカルロの浜辺で障害物につまずいて転倒した様子が撮影されていた。

(2) 第一次差止め訴訟

王女は、一九九三年八月、ブルダ社を相手取り写真①の再公表の差止めをハンブルク地裁に求めた。王女は、「基本法二条一項と一条一項において保障された人格権および私的領域の保護についての権利、ならびに「造形美術および写真による著作物の著作権に関する法律」(Kunsturhebergesetz, 以下では「KUG」と略記)によつて保

障された肖像権の侵害を主張した。ハンブルク地裁は、一九九四年二月四日の判決によつて、フランスで発行される雑誌に限つて、フランス民法典と国際私法の規定に従つて王女の請求を認めた。これに対し、ドイツで発行される雑誌については、ドイツ法を適用すべきであり、王女はKUGの「現代史の絶対的人物 (absolute Personen der Zeitgeschichte, 本判決英文では、figure of contemporary society par excellence)」として公表を受忍しなければならないと判断した。

KUG一二条によれば、当事者の同意を得なければ、ある人の肖像を流布したり、公表したりすることは許されない。ただし、KUG一三条は「現代史の領域からの肖像」(一項一号)を例外としている。通説は、描写の対象が現代史の人物である場合に、それが「現代史の領域からの肖像」になると解しており、現代史の人物については、当事者の正当な利益を侵害しないかぎり同意なく肖像を公表することができる。ドイツではこれまで、現代史の「人物」は、絶対的・相対的人物 (relative Personen der Zeitgeschichte, 本判決英文では、“relative-ly” public figures) に区別されると解してきた。現代史の絶対的・相対的人物とは、政治家、有名な俳優やスポーツ選手など、ある特定の出来事とは無関係に、常に世間の注目を浴びている人物を意味する。これに対し、現代史の相対的・相対的人物とは、ある特定の出来事との関係で匿名性を失つた人をいう。現代史の絶対的・相対的人物は、その公的生活においてだけでなく、日常生活や私生活において肖像を撮影された場合でも、原則として、本人の同意なくその公表が許される。これに対し、現代史の相対的・相対的人物の場合には、その人物が匿名性を失うきっかけとなつた当該現代史的出来事との関連においてのみ、当事者の同意なしに肖像の公表が許される。何故なら、公衆が情報を受領する利益は、その出来事との関連においてのみ認められるからである。

ハンブルク地裁は、こうした従来の解釈に依拠し、王女は現代史の絶対的・相対的人物であり、王女には当該写真の再公表禁止を正当化するような正当な利益がないと判断した。なぜなら、現代史の絶対的・相対的人物にとって、私生活の

保護についての権利は、自宅のドアの中に限定されるからである。王女が再公表の差止めを求めた写真はすべて屋外で撮影されたものであつた。ハンブルク上級地裁も王女の請求を退けた。

連邦通常裁判所は、一九九五年一二月一九日の判決⁽⁷⁾によつて、王女の上告の一部を認容し、夕暮れのなかレストランのテラスで恋人と食事をしている王女を撮影した一連の写真については再公表の差止めを認めた。この判决によれば、現代史の絶対的人物の場合にも、私的領域の保護は自宅内に限定されず、屋外でも公衆の目から隔離されており、それを誰もが客観的に認識できる場所に及ぶ。そのような人物が、一人でありたいと望み、公衆の目から隔離されていることを信じて、公共の場所ではとらないような行動をとつてゐるその様子を、隠し撮りや不意打ちで撮影した写真の公表は、私的領域の保護についての権利を侵害する。問題の写真のうち、夕暮れのなかレストランのテラスで恋人と食事をしていた王女を撮影した写真がこれにあてはまるとされた。

この判決に不服であった王女は、一般的人格権（基本法一条一項との結びつきにおける二条一項）の侵害を主張して憲法異議を申し立てた。連邦憲法裁判所の一九九九年一二月一五日の判決⁽⁸⁾は、王女の主張の一部を認容した。子どもは大人よりも一般的な人格権の手厚い保護が必要であるとして、子どもたちとともに王女を撮影した写真の公表を認めた民事裁判所の判決による一般的な人格権侵害を認めたのである。しかし、それ以外の写真については民事裁判所の判断を支持した。

この判決⁽⁹⁾によれば、基本法一条一項との結びつきにおける二条一項から導出される一般的な人格権によつて保護される私的領域は、テーマと空間によつて決定される。私的領域の保護は、情報内容が典型的に「私的」である場合を対象とする。また、この保護は、自宅の領域に限定されない。個人は、自宅の外でも、明らかに公衆の目から隔離された場所で、写真報道によつて妨げられずに行動する可能性を原則として有していなければならぬ。一般的な人格権は、自己の人格を商業化するための保障ではない。描写されることからの私的領域の保護は、各人

が自ら、特定の、通常は私的とみなされる事項を公開することに同意したその限りにおいて後退する。両親または片親の一般的人格権の保護内容は、子どもに対する親に固有の行為を撮影した写真の公表が問題となっている限り、基本法六条一項と二項によつて強化される。基本法五条一項によるプレスの自由の保障は、娯楽的な出版物、記事ないしそこに掲載された写真にも及ぶ。これは、公的生活を送る人物を、日常生活または私生活において撮影した写真の公表にも原則として妥当する。

(3) 第二次・第三次差止め訴訟

王女は、一九九七年五月、ブルダ社を相手取り写真②の再公表の差止めをハンブルク地裁に求めた。地裁と上級地裁は王女の請求を退けた。上級地裁が連邦通常裁判所への上告を認めなかつたため、王女は連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てたが、二〇〇〇年四月四日の部会決定によつて王女の基本権侵害の主張は退けられた。

王女は、さらに、一九九七年一一月、ハインリッヒ・バウアーレ社を相手取り写真③の再公表の差止めをハンブルク地裁に求めた。王女は、写真が撮影された浜辺が高額な入場料を要求する、厳重に管理されたプライベート・ビーチであり、カメラマンは許可なく立ち入ることができなかつたことについての証拠を提出し、雑誌に掲載された写真の不鮮明さが隠し撮りであつたことを物語つてゐると主張した。しかし、地裁と上級地裁は王女の請求を退けた。地裁は、入場が有料であつても浜辺は公共の海水浴場であると解した。上級地裁は、プールや浜辺を公衆の目から隔離している場所とみるとはできないし、障害物につまずいて転倒したところを撮影した写真は、王女の名譽を低下させるものではないとの判断を示した。連邦憲法裁判所は、二〇〇〇年四月一三日の部会決定によつて民事裁判所の判断を支持し、王女の憲法異議を認めなかつた。

(4) 訴訟当事者等の主張

王女は、二〇〇〇年六月六日、欧州人権裁判所にドイツを相手取つて個人申立てを行つた。王女は、ドイツの

裁判所の判決が条約八条⁽¹⁰⁾によつて保障された私生活と家族生活の尊重についての権利を侵害したと主張した。欧洲人権裁判所は、二〇〇三年七月八日に個人申立ての適法性を確認したうえで、同年一月六日に口頭弁論を開いた。口頭弁論では、王女の弁護士プリンツ氏ならびに、政府側から法務省シュトルテンベルク氏⁽¹¹⁾およびバイロイト大学オーリー教授⁽¹²⁾が弁論を行つた。以下では、判決で示された訴訟当事者等の主張を明らかにしておく。

① 王女の主張

ドイツの裁判所の判決によれば、王女は自宅のドアを出るやいなやパラッヂに追われることになる。屋外で撮影された写真の場合、その場所が空間的に公衆の目から隔離されていたことを王女がそのつど証明しない限り、写真の撮影とその公表は許される。裁判所で争う場合、たいていその写真の撮影から数カ月が経過しており、多くの写真が問題になる場合、それらの写真がいつどこで撮影されたかを確認することは不可能である。これでは、公人（public figure）の私生活の保護は不十分である。フランスでは、公式行事以外の様子を撮影した写真の公表には当事者の同意が必要であるが、フランスで同意を得ずに王女の屋外での日常生活を撮影した写真がドイツに売られ、そこで公表されている。ドイツの判例に基づいて、ドイツの雑誌社は、フランスで認められるはずの私生活の保護を日常的にかいくぐつている。王女も、民主的社會においてプレスの自由が重要な役割を果たしていることは認めるが、王女が問題にしているのは読者の覗き見的傾向を満足させ、王女の日常生活を撮影した月並みな写真で多くの売り上げを獲得しようとしている娯楽雑誌である。

② ドイツ政府の主張

「ドイツ法は、民主的社會におけるプレスの自由の重要な役割も考慮しつつ、濫用を阻止し、たとえ公人であつても、私生活の有効な保護を保障するために十分な保護を与えていた」。ドイツの裁判所は、國家の裁量の余地に関して、条約八条において保障された王女の私生活尊重権と、条約一〇条において保障されたプレスの自由と

の間の適切な調整を行つた。現代史の絶対的人物にとつての私生活の保護は、その写真の公表に本人の同意を必要としない場合を、公務を果たしている場合に限定することを求める。なぜなら、公衆はそのような人物が公共の場所でどのように行動するかを見聞する正当な利益を有しているからである。「連邦憲法裁判所によるプレスの自由のこのようない定義は、歐州人権条約一〇条とそれについての歐州人権裁判所の判例にも適つてゐる」。

(3) 訴訟参加者の主張

ドイツ雑誌協会の主張によれば、私生活尊重権とプレスの自由の調整という観点からみて、フランス法とイギリス法の中間にあるドイツ法は、両者の適切な調整を保障している。これは、歐州審議会議員会議決議一一六五号⁽¹⁴⁾で明らかにされた私生活の保護についての原則と、常に民主的社會におけるプレスの傑出した意義を強調してきた歐州人権裁判所の判例を尊重したものである。情報を受領する公衆の正当な利益は、政治家に対してだけでなく、他の理由で有名になつた公人に対しても存在する。「番犬」(watchdog)としてのプレスの役割は、その限りにおいて限定的に解釈されではならない。政治的な報道と娯楽の境界がしだいに消えようとしているという事実も考慮されるべきである。さらに、私生活の保護についての歐州標準は存在せず、国家にはこの分野で広範な判断余地が認められている。

さらに、ブルダ社は、ドイツ法が常に個々の事例ごとに情報を受領する公衆の利益と人格権の保護との衡量を厳密に行つてきたことを強調した。また、王女が、母の死後、公式にモナコ公国、「ファースト・レディー」であつたことや、モナコ王家がこれまでメディアの関心を自ら得ようとしてきたこと、それゆえ公衆のモナコ王家に対する関心には王家自身にも責任があることを指摘した。

2 判 旨

二〇〇四年六月二十四日、歐州人権裁判所第三小法廷を構成するポルトガル（裁判長）、ドイツ、スイス、トルコ、スロベニア、アイルランド、アルバニア出身の七名の裁判官は全員一致でドイツによる条約八条違反を認めた。

① 私生活の保護と表現の自由に関する一般原則

本判決はまず、本件では、いくつかのドイツの雑誌によつて公表された、日常生活における王女を、一人でもたは他の人物とともに撮影した写真が、王女の私生活にかかわつており、それゆえ八条の適用が可能であることを確認し、そのうえで私生活の保護と表現の自由に関する一般原則を次のように明らかにした。

「裁判所は、条約八条の目的が、本質的には個人を公権力による恣意的な侵害から保護することであるとしても、国家に対しそうした侵害をしないことを義務づけているだけではないということを繰り返し明らかにしている。このような消極的義務に、私生活と家族の生活の実効的な尊重をその構成要素とする積極的義務が加わることも可能である。この義務は、私的領域の尊重に役立ち、個人相互の関係へと入り込む措置を必要とする。これは、第三者による濫用からの人物の肖像の保護にも妥当する。」

八条における国家の積極的義務と消極的義務の区別は、厳密な定義にはなじまない。それにもかかわらず、適用可能な原則は同様である。いずれの場合も、個人と公衆全体の間で衝突し、競合している利益のバランスの取れた衡量を成立させなければならない。その際、国家はいずれの場合にも一定の評価の余地を有している。⁽¹⁵⁾

「私生活のこのような保護は、条約一〇条によつて保障されている表現の自由と調整されなければならない。これと関連して、裁判所は、表現の自由が民主的社會にとって不可欠な基礎の一つであることを想起する。……表現の自由は、すなわち、それらなくして『民主的社會』が存在しえない、多元主義、寛容、心の寛大さを要請する。この枠組みにおいて、プレスは、民主的社會において不可欠な役割を果たす。すなわち、たとえプレスが、とりわけ他者の名譽および」

権利の保護に関して、一定の限界を越えてはならないとしても、それにもかかわらず——その義務と責任に調和するような方法で——公共の関心事であるすべての問題について情報および思想を流通させることはプレスの義務である。⁽¹⁷⁾

「表現の自由が本件の写真の公表に妥当するとしても、それは他者の名誉および権利の保護にとって特に重要な領域である。本件では、『思想』の流通ではなく、ある個人の非常に私的な、または内密的でさえある『情報』を含んでいる肖像の流通が問題となっている。さらに、街頭売り大衆紙で公表される写真は、しばしば、継続的ないやがらせに等しく、本人にとっては、その私生活へのとくに深刻な侵入あるいは、迫害とさえ感じられる条件の下で撮影される。⁽¹⁸⁾

「裁判所が、私生活の保護を、表現の自由と調整しなければならなかつた事件において、裁判所は、常に、プレスにおける写真または記事による公共の利害に関する議論 (debate of general interest) への奉仕を重視してきた。裁判所は、ある事件において、ある個人の私生活に関する特定の概念を用いる」とは、『公衆の関心 (public concern)』によって正当化され⁽¹⁹⁾、従つて、この言葉の選択は、『公衆にとって重要な問題 (に関係し)』ないと判断した。その結果、裁判所は、一〇条は侵害されていないと結論づけた。しかしながら、裁判所は、別の事件において、問題とされたその対象が、『公衆にとって重大な関心事』である時事的な記事であり、公表された写真は問題とされた本人の『私生活のいかなる細部 (details of the private life) も明らかにしてはいけない』という事実をとくに重視した。その結果、裁判所は、一〇条違反があつたと判断した。同様に、裁判所は、ミッテラン大統領の元担当医により大統領の健康状態の暴露を含む著書の公表が問題となつた最近の事件においても、次のように判断した。すなわち、『時間が長ければ長いほど、ミッテラン大統領の二期にわたる全七年の任期についての公共の利害は、健康状態の秘密に関する大統領の権利の保護の要請に対して優位に立つ⁽²⁰⁾』。その結果、裁判所は、条約一〇条違反があつたと判断した⁽²¹⁾。

② 裁判所による一般的原則の適用

裁判所は、まず、ドイツの雑誌に掲載された王女の写真が、その日常生活、すなわち純粹に私的な行動を撮影したものであること、また、王女がモナコ王家の一員として、特定の文化的な催しや福祉事業において国家を代

表しているとしても、モナコ公国という国家において、またその委託によってはいかなる任務も果たしていないことを確認した。これに統いて裁判所は、一般原則の本件への適用について次のような判断を示した。

「——たとえ論争的なものであつたとしても——それが、例えば、政治家の職務の行使に関するものであり、民主的社會における議論に奉仕することができるような事實についての報道である場合と、本件のように、公務を果たしていな個人の私生活の細部についての報道である場合とで、両者の間には根本的な相違があることを裁判所は考慮する。プレスが、前者の場合に、『公共の利害に関する問題についての思想と情報を流通させること』に奉仕することにより、民主制における『番犬』として重要な役割を果たすのに対し、後者の場合はそのような役割を果たさない」。⁽²³⁾

「同様に、たとえ、民主的社會において、公衆が情報を受け取る権利を有しており、それが、ある特定の特殊な状況では、公人、とりわけ政治家に関係している場合に、私的生活の様子 (aspects of the private life) にまで及びうる重要な権利であるとしても、これは本件にはあてはまらない。本件の状況は、こうした政治的議論または公的議論の範囲には含まれない。なぜなら、公表された写真は、その解説とともに、もっぱら王女の私生活の細部に関するものだからである」。⁽²⁴⁾

「裁判所は、類似の他の事件と同様に、王女の私生活の細部に関するある特定の読者の好奇心を満足させるという目的のみに奉仕する、問題とされている当該写真と記事の公表を、王女の知名度の程度にもかかわらず、社会における公共の利害に関する議論に奉仕するものと認めることはできないと考える」。⁽²⁵⁾

裁判所はこゝでとくに、多数の公人がパパラッチによる迷惑を被つてているという観点の重要性を指摘した。そして、それは、とくに、王女がモンテカルロの浜辺で転倒した姿を、数百メートル離れた場所から隠し撮りされたことによつて明らかになるという。

最後に裁判所は、ドイツのKUGについて次のような問題を指摘した。

「裁判所にとって、ある人物を現代史の『絶対的』人物と位置づけるKUG一三条一項についての国内裁判所の解釈に

従うこととは困難である。この定義は、それに該当する人物にとって、私生活と自己の肖像の利用をコントロールする権利の保護を非常に限定するものであり、それはおそらく、公的役割 (official functions) を果たしている政治家には妥当しうる。しかしながら、この定義は、王女のような『私的』な個人については正当化されえない。王女は、もっぱら王家のメンバーであるということから、公衆とプレスの関心の対象となっているが、王女自身はいかなる公的役割も果たしてはいない。

いずれにせよ、このような状態では、国家が、歐州人権条約の下で、私生活と自己の肖像の利用をコントロールする権利を保護するその積極的義務を履行することを保障するために、KUG は限定的に解釈されなければならないと裁判所は考える⁽²⁶⁾。

「最後に、現代史の『絶対的』人物と『相対的』人物の区別は、一義的かつ明確でなければならない。それによつて、個人は、法の支配によつて統治された国家において、自己の将来の行動のために、正確な情報を得る。個人は、いつそしてどこでは保護された領域により、反対に、他者、とくに街頭売り大衆紙からの侵害を予期しなければならない領域にいるかを、まさに正確に知る必要がある」⁽²⁷⁾。

「裁判所は、それゆえ、国内裁判所がその判決の基礎とした基準が、王女の私生活を有效地に保護するためには不十分であつたと考へる。王女は、現代史の『絶対的』人物として——プレスの自由と公衆の利益のために——公衆の目から隔絶された場所において、さらに、(それは困難かもしれないが)それを証明できた場合でなければ、私生活の保護を主張することができない。そうでない場合、王女は、ほとんどどんなときにも、撮影されることを、制度として、受け入れなければならず、本件のように、たとえその写真とそれに付された記事が、もっぱらその私生活の細部に関連するものであつても、それらの写真が非常に広範に流布されることを受け入れなければならない」⁽²⁸⁾。

「空間的に隔絶されているという基準は、たとえそれが理論的には適切であるとしても、実務においては、過度に漠然としており、該当する人物にとって事前にそれを判断することは困難である。本件で、王女の私生活へのこのような侵害を正当化するためには、王女が現代史の『絶対的』人物に分類されたことのみでは不十分である」⁽²⁹⁾。

裁判所は、以上のような理由により、「国家に認められた評価の余地にもかかわらず、ドイツの裁判所は、競合する利益の適切な調整を行わなかつた」と判断し、ドイツによる八条侵害を認めた。

(3) Barreto 判事の意見

この判决には Barreto 判事（ポルトガル）と Zupancic 判事（トルコ）の意見が付された。このうち Barreto 判事は、ドイツによる八条侵害という多数意見の結論には賛同しつつも、王女が公的役割を果たしておらず、問題とされた写真と記事がもっぱらその私生活の細部に関連するものであるため、それらの公表が公共の利害に関する議論に奉仕するものではないという点について、異なる立場をとった。「王女は公人であり、公衆は王女の生活について情報を受領する権利がある。それゆえ、問題を解決するためには、王女の私生活についての権利と情報を受け取る公衆の権利と間でバランスの取れた衡量が行われる必要がある」。「公人とは、プライバシーの権利についての欧州審議会議員会議決議一六五号の七条によれば、公務（public office）についているか、公的財源を使用している人をいい、広義には、政治、経済、芸術、社会、スポーツや他の領域の公的生活においてある役割を果たしているすべての人のことである」。王女は、公的役割を果たしていないとはいえる公人であり、王女の生活に関する情報は公共の利害に関する議論に奉仕する。先ごろ、スペイン王子の披露宴にあたり、王女が、欧洲と世界の上流階級に属する人物の中で、公衆によって最も熱狂的に歓迎される人物のひとであることがプレスによって明らかにされたばかりである。公衆の関心は、政治的な議論に限定されない。政治家の私生活上のある事実も、公衆の関心の対象となる場合があり、それは公人も同様である。それゆえ、「公人の私生活尊重権と、公衆の情報を受領する権利を含む、各人の表現の自由の権利」という二つの基本権の間の調節が必要となる。公人の私生活の境界を画定することは簡単なことではない。とはいって、ドイツの裁判所が設定した空間的に公衆の目から隔離されていることという基準は、非常に限定的なものである。むしろ、「公人が、メディアから保護さ

れていることについての『正当な期待』を有する状況ではいつも、公人の私生活についての権利が、表現の自由の権利と情報を受領する権利に優位する」と考えるべきである。そのような状況を具体化することは簡単ではないが、問題とされた写真のうち、モンテカルロの浜辺や、買い物をしているところは、私生活としての保護を期待できるような状況とはいえない。これに対して、テニスや乗馬の写真については、その場所や状況によつては、私生活としての保護を期待できたと考えられる。

ただし、その適用には限界があることを自覚して、Barreto 判事は八条が侵害されたとの結論を支持した。

3 判決に対するドイツ政府の対応

本判決は、出版社やジャーナリストからプレスの自由を制限するとの厳しい批判を受けた。一九九九年のカロリーヌ判決を担当した連邦憲法裁判所元判事グリム教授は、新聞のインタビュー⁽³⁰⁾により、欧洲人権裁判所はプレスの自由と人格権との対立を調整するにあたって重要なファクターへの配慮を欠いていたと指摘し、本判決はプレスの行き過ぎた行動だけでなく、「プレスの役割の核心に打撃を与える」との意見を述べて、本判決に対する批判を勢いづけた。欧洲人権裁判所では、小法廷判決に不服がある訴訟当事者は、三ヵ月以内に一七名で構成される大法廷に上訴することができる。このため、ドイツのメディア界は、激しいキャンペーンを開催し、政府に対し大法廷への上訴を迫った。しかし、ドイツ政府は大法廷へ上訴せず、本判決が確定した。

連邦法務大臣は、二〇〇四年九月一日の閣議で大法廷に上訴しないことを決めた理由について、ドイツの裁判所は、本判決を尊重しなければならないが、従わなければならないというわけではなく、また、本判決は政治家についての報道には妥当せず、調査報道を妨げることはないと説明した。⁽³¹⁾政府は、この閣議決定の前に連邦憲法裁判所長官に意見を求めた。連邦憲法裁判所長官は、大法廷に上訴することも可能であるが、今回は、上訴せ

ずにしばらく様子を見るという選択肢もあるとの意見を示した。長官は、「基本法によるプレスの自由の保護と、歐州人権裁判所の法的見解の間でこれからも対立が続く場合には、ドイツは今後のある事件において大法廷に上訴しなければならないかもしだいが、（今回）は、歐州人権裁判所大法廷への上訴を求めない」とした。

ドイツが上訴しなかった理由については、その後、連邦議会でも議員から質問がなされた。政府はその最大の理由について、本判決がドイツの裁判所における実務にどのような影響を与えるか、しばらく様子をみたないと考えと説明した。⁽³²⁾ 政府は、上訴しても、大法廷がどのような判断を下すかを予見することはできず、かりに大法廷で敗訴すれば、その判決が先例として固まってしまう可能性があつたことも指摘した。グリム教授の後任判事として連邦憲法裁判所でプレスの自由に関する事件を担当しているホフマンリーム教授も、同じ理由から政府の対応を支持した。同教授は、例えば、プレスの自由をドイツ以上に広く認めてきたイギリスの裁判所が、本判決にどのように対応するか、今後の成り行きをみるべきだという意見を明らかにした。⁽³³⁾

三 本判決の射程

1 本判決の問題点

王女の私生活を撮影した写真の公表について、連邦憲法裁判所判決が歐州人権裁判所によって覆されたことは、ドイツにとっては大きな衝撃であり、判決直後は本判決に批判的な見解が大半を占めていた。⁽³⁴⁾ その後、学界では、本判決がドイツに与える影響を限定的にとらえる見解⁽³⁵⁾、あるいは本判決にはその第一印象が与えるほど連邦憲法裁判所判決との本質的な相違はないと指摘する見解⁽³⁶⁾もみられるようになっている。

本判決によれば、プレスによる写真や記事の公表について、私生活の保護と表現の自由を調整する際には、公

共の利害に関する議論に奉仕するか否かが問題となる。政治家の職務に関する報道のように、民主的社會における議論を惹き起こすような報道の場合には表現の自由に優位がみとめられる。これに対し、公的役割を果たしていない人物の私生活の細部についての報道の場合には、私生活の保護が重視される。公衆の情報を受領する権利は、特定の状況では、公人、とりわけ政治家の場合、私生活の様子にも及ぶ。しかし、問題とされた写真の公表は、王女の私生活の細部に関する読者の好奇心を満足させるという目的のみに奉仕するものであり、王女の知名度の程度にもかかわらず、社会における公共の利害に関する議論に奉仕するものとして認めることはできない。

次に、王女は、公的役割を果たしておらず、私的な個人であり、KUGの意味における現代史の絶対的人物ではない。条約八条から導かれる国家の積極的義務を履行するため、KUGは限定的に解釈されなければならない。現代史の「絶対的」人物と「相対的」人物の区別は、明確でなければならぬが、国内裁判所が採用した基準は王女の私生活を有効に保護するためには不十分である。また、国内裁判所は、屋外でも公衆の目から隔離されている場所について私的領域としての保護を認めているが、この基準は理論的には適切であるようみえても、実務では過度に漠然としている。王女が現代史の絶対的人物であるという理由だけでは、私生活への侵害を正当化するためには不十分である。

本判決については、まず、「公人」の範囲が結果的に政治家と公務員などに狭く限定される点が問題となる。そのような限定は、締約国における「公人」という言葉の用い方に適っていないだけでなく、一九九八年のプラバシーの権利に関する歐州審議会議員会議決議一一六五号が採用した公人の概念定義にも合致しない⁽³⁷⁾。本判決に付されたBarreto判事の意見も、この点について多数意見を批判しており、決議一一六五号の公人の概念定義を援用しつつ、王女は公人であると述べている。

次に、王女の私生活の細部についての報道が公共の利害に関する議論に奉仕しないと判断されたことについて

は、その理由が十分に説明されていないという問題がある。本判決が、私生活の保護と表現の自由の調整にあたって、締約国の評価の余地を認めながら、詳細に理由づけられた連邦憲法裁判所の結論をくつがえしたのであるから、そのためにはより説得力のある理由づけが必要だったのではないか。⁽³⁸⁾「国家の評価の余地は、個人の私生活の領域に属する権利への介入である場合には、その範囲は狭くなる」といわれている。⁽³⁹⁾本判決は、私生活を公権力行使による侵害から保護する消極的義務の場合と、私人間において私生活を保護する積極的義務の場合とで、適用可能な原則は同じとしているが、両者の場合に認められる国家の評価の余地を同じと考えているのかどうか、さらには検討する必要があるといえよう。⁽⁴⁰⁾

同様の批判は、現代史の絶対的人物と相対的人物の区別が明確ではないと判断されたことにもあてはまる。連邦憲法裁判所は、王女を現代史の絶対的人物であるとし、王女の私生活を撮影した写真の公表を認めた連邦通常裁判所の判決を、子どもがともに撮影されていない限りにおいて支持したが、それは対立する基本権について事例に応じた具体的な衡量を行つたうえで示された結論であつた。連邦憲法裁判所は、一般的な人格権から導出される私的領域の保護と、プレスの自由や公衆が情報を受領する利益について、その保障の意義と範囲を詳細に検討したうえで、王女の写真の公表に適用されるKUGの解釈を行つた。現代史の絶対的人物と相対的人物の区別は、対立する利益の調整にとってある程度の手がかりになるとはいえ、もし機械的にこれが運用されると、現代史の絶対的人物であるとされた者は、屋外にいるかぎり、私生活であつても、同意のない写真撮影をすべて受忍しなければならないということになる。このため、KUGの解釈については個別事例に応じた衡量の必要性がかねてより指摘されていた。連邦憲法裁判所は、このような問題を意識して、写真を撮影される側の利益と、写真を通じて公衆が情報を受領する利益の具体的な衡量を重視していた。このため、連邦憲法裁判所は、民事裁判所が採用してきた現代史の絶対的人物と相対的人物の区別を放棄しようとしているのではないかと指摘させていたほどで

ある。⁽⁴¹⁾ 本判決は、連邦憲法裁判所のそうした態度を見過ごしているといえよう。⁽⁴²⁾

このほか、欧州人権裁判所は、この判決により締約国における私生活の保護と表現の自由の調整基準を、フランスの基準で統一しようと考へてゐるのではないかとの懸念が比較法の観点から表明されている。⁽⁴³⁾ 私生活の保護と表現の自由の調整基準は、締約国間ではなはだしく異なつてゐる。プレスの自由を尊重するイギリス法と、私生活の保護を重視するフランス法という両極の中間に、ドイツ、スペイン、オーストリア、イスラエルといった国々の法がある。中間に位置する国々では両者は原則として等価であると考えられており、個別事例に応じた衡量が行われている。欧州人権裁判所はこれまで、八条だけでなく、一〇条の場合にも、締約国間に統一的見解が存在しない場合、締約国に広範な評価の余地を認めてきた。⁽⁴⁴⁾ こうした状況の中で、ある特定の調整基準を採用するからには、それを理由づける必要があつたのに、本判決からそのような問題意識を読み取ることはできないと指摘したうえで、本判決は、まず結論ありきで、欧州における人権保障のための裁判所として果たすべき論証を全くしていない、あるいはそのような裁判所としての役割を逸脱したとの厳しい批判がなされている。⁽⁴⁵⁾

本件では、王女の私生活の保護と雑誌社の表現の自由の対立を裁判所がどのように調整すべきかが争われてゐる。ここで問われているのは、公権力による恣意的な侵害から私生活を保護する国家の消極的義務ではなく、表現の自由との関係において私生活を保護する積極的義務を国家がどの程度に果たすべきかである。欧州人権裁判所の役割が締約国における人権保障のミニマムスタンダードの確保にあることからすれば、本件の場合には、締約国により広範な評価の余地が認められるべきであつたといえよう。

2 本判決のドイツに対する影響——連邦憲法裁判所二〇〇四年一〇月一四日決定

前述したような批判を受けている本判決は、ドイツに対してもどの程度の拘束力をもち、いかなる影響を与える

るか。⁽⁴⁷⁾ ドイツは、歐州人権条約締約国として、「自國が当事者であるいかかる事件においても、裁判所の最終判決に従う」義務を負っている（条約四六条）。この國際法上の義務は、条約に同意した一九五二年の法律によつて、ドイツ国内では連邦法レベルの義務に置き換えられている（基本法五九条二項）。ただし、そこから、本件で歐州人権裁判所判決によつて八条侵害を認定されたドイツの裁判所判決の法的効力を破棄する効果は生じない。⁽⁴⁸⁾ 欧州人権裁判所は、被害当事者に公正な満足を与えるため、賠償についての給付判決を下すことができるにすぎない（条約四一条）。これに対し、連邦憲法裁判所の裁判は、連邦およびラントの憲法機関ならびにすべての裁判所および官庁を拘束する（連邦憲法裁判所法三一条一項）。本判決は、ドイツによる歐州人権条約違反の確認判決にとどまるのか、それともドイツは本判決に適うような判例の変更や、法律の改正を求められるのか。

この問題を検討するにあたつては、連邦憲法裁判所第二法廷が、二〇〇四年一〇月一四日に、本判決とは別の歐州人権裁判所判決に関連して下した決定⁽⁴⁹⁾が重要である。この事件は、ドイツ在住のトルコ人男性が、別れた交際相手との間に生まれた実子の親権および面接交渉権を求めて争つたものである。この子どもは、生後まもなく母親の同意のもとに養子に出された。母親は子どもの実父が誰であるかを行政機関に知らせていなかつた。ドイツの裁判所は、児童福祉の観点から実父の請求を退けた。このため、実父は歐州人権裁判所に条約八条侵害を主張して個人申立てを行つた。歐州人権裁判所第三小法廷は、二〇〇四年二月二六日の判決⁽⁵⁰⁾で、実父の主張を認め、実父には少なくとも実子との面接交渉が許されなければならないとした。⁽⁵¹⁾ ところが、この実父があらためてドイツ国内で裁判により実子の親権と面接交渉権を求めたところ、同年六月三〇日の上級地裁決定が、実父の請求を認めなかつたことから、実父が連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てた。連邦憲法裁判所は、同年一〇月一四日の決定によつて、上級地裁の決定が、法治国原理との結びつきにおける基本法六条の基本権（婚姻・家族の保護）を侵害したこと認め、事件を上級地裁に差戻した。

連邦憲法裁判所は、この決定によつて、歐州人権条約に違反する国家の行為または歐州人権条約の判決を考慮に入れる義務に違反する国家の行為を、憲法異議として争うことができることを初めて認めた。⁽⁵²⁾ このような違反は、法治国原理との結びつきにおいてドイツの基本権侵害になりうるとされた。この決定によれば、基本法二〇条三項に規定された執行権と裁判の「法律と法による拘束には、方法的に主張可能な法律解釈の枠内で、歐州人権条約の保障と歐州人権裁判所の判決を考慮に入れることが含まれる。歐州人権裁判所の判決を検討しないことも、また、優先する法に抵触して同裁判所の判決を型どおりに『執行すること』も、法治国原理との結びつきにおける基本権に違反する可能性がある⁽⁵³⁾」。さらに、「国家機関は、歐州人権裁判所の判決を考慮に入れるにあたつて、国内法秩序への影響をその法適用に関連づけなければならない。このことは、当該国内法において、さまざまなる基本権の地位の相互調整を図つている国内法のバランスのとれた部分的制度が問題になつてゐる場合には、とりわけ重要である⁽⁵⁴⁾」。連邦憲法裁判所は、こうした部分的制度の例として、家族法と外国人法とともに、人格権保護に関する法を挙げ、判決理由の中で本判決を参照させている。⁽⁵⁵⁾

歐州人権裁判所ヴィルトハーバー長官は、この決定のために国内における法適用にとつての歐州人権条約の意義が相対化されると批判した。⁽⁵⁶⁾ その際、「この決定が、ドイツだけでなく、とくに中欧や東欧の近年になつて締約国となつた国々における歐州人権条約による保護の弱体化をもたらすのではないかとの懸念があつた。連邦憲法裁判所の理由づけから、歐州人権条約と歐州人権裁判所の判決を厳密に尊重しなければならないのは、それらが国内の法秩序や憲法秩序に適つてゐるその範囲に限られるとの結論を締約国が導出する可能性があると考えられた」。

このような批判を受けて、連邦憲法裁判所パピア長官は、新聞のインタビューを通じて、前述した決定に依拠し、「基本法は国際法に対しきわめて友好的な憲法であるが、国家主権の表出としての最終的判断権を放棄し

ではない」と述べて、欧州人権裁判所に次のように自制を求めた。「我々には、ドイツ基本法の基本権、欧州人権条約、欧州連合の基本権という多元的な基本権秩序があり、その権利保護についてはカールスルーエ、ストラスブール、ルクセンブルクにそれぞれの裁判所がある。それだけに、それぞれの裁判所の役割と権限については、無用な対立や摩擦による損失を回避するために、念入りな調整を行うべきである。……欧州人権裁判所は、なによりも原則的な問題に関する指導的判断を下すべきである」。⁽⁵⁸⁾ パピア長官が求めた念入りな調整が達成されるまで、欧州人権裁判所と連邦憲法裁判所の今回のような応酬は、今後もしばらく続くものと思われる。

連邦憲法裁判所の二〇〇四年の決定に従えば、ドイツの裁判所は、本件と同様の事案において、法解釈にあたつて本判決を考慮しなければならないが、その際には、それが国内法に与える影響も視野に入れる必要がある。⁽⁵⁹⁾ ベルリン上級地裁の二〇〇四年一〇月二九日の決定は、ドイツでは有名な歌手の恋人が求めた写真の再公表差止めに関連して、まさにこの課題にはじめて取り組んだ。問題とされたのは、ローマで休暇中に散歩しているその歌手と恋人の様子を撮影した写真の雑誌による公表である。この決定は、一九九九年の連邦憲法裁判所判決の拘束力が憲法の国際法友好性によって緩和されるとし、本判決を手がかりに、有名人が日常生活において純粹に私的に行動している場合、彼らはカメラマンの追跡から保護されるべきであるとの帰結を導いた。この事件では、メディアに注目されずにローマで休暇を過ごす俳優と恋人の利益が、プレスの自由に優越すると判断された。連邦憲法裁判所は、今後、このように本判決に添った民事裁判所の判断を契機として、自らの判例を変更するか否かの決断を迫られる可能性もあるといえよう。

数年前、筆者は、ドイツの議論を手がかりに、欧州における多元的な基本権秩序の相互関係について検討したことがある。⁽⁶⁰⁾ ところが、その後、欧州連合（EU）では、憲法条約と基本権憲章の草案がまとめられ、基本権憲章を編入した憲法条約が二〇〇四年一〇月に署名された。これにより、当時は困難と思われたEUの欧州人権条

約加入も実現の可能性が生まれてゐる。しかしながら、本判決が、ドイツや、その他の締約国とのよみに影響を与えるか、今後の展開を予測する限りは、まだ明確ではない⁽³²⁾。また、条約八条から導出される積極的義務の履行に関する国家の裁量の範囲や、欧洲人権裁判所による国家の裁量に対する統制のあり方など、本稿で十分に検討できなかつた問題は今後の課題とした。

- (一) Caroline von Hannover v. Germany, Urteil v. 24. 6. 2004, Beschwerde-Nr. 59320/00=EuGRZ 2004, 404=NJW 2004, 2647. 以上の事例より、次のものが一般的である。⁽³³⁾ G. Hermann, Anmerkung zum Urteil des EGMR vom 24. 6. 2004, ZUM 2004, 665 f.; Chr. Grabenwarter, Schutz der Privatsphäre versus Pressefreiheit: Europäische Korrektur eines deutschen Sonderweges?, AfP 2004, 309 ff.; A. Heldrich, Persönlichkeitsschutz und Pressefreiheit nach dem Europäischen Menschenrechtskonvention, NJW 2004, 2634 ff.; R. Stürmer, Ann., JZ 2004, 1018 ff.; Vetter/Warneke, Ann., DVBl. 2004, 1226 ff.; M. Schevili, Konstitutioneller Anspruch des EGMR und Umgang mit nationalen Argumenten, EuGRZ 2004, 628 ff.; V. Beuthien, Das Recht auf nichtmediale Alltäglichkeit, K & R 2004, 458 ff.; D. Kaboth, Der EGMR und Caroline von Hannover: Mehr Schutz vor der Veröffentlichung von Fotoaufnahmen aus dem Privatleben Prominenter?, ZUM 2004, 818 ff.; R. Mann, Auswirkungen der Caroline-Entscheidung des EGMR auf die forensische Praxis, NJW 2004, 3220 ff.; P. J. Tettinger, Steine aus dem Glashaus, JZ 2004, 1144 ff.; M. Bartnik, Caroline à la française – ein Vorbild für Deutschland?, AfP 2004, 489 ff.; S.-C. Lenksi, Der Persönlichkeitsschutz Prominenter unter EMRK und Grundgesetz, NWZ 2005, 50 ff.; H. Forkel, Das »Caroline-Urteil« aus Straßburg – richtungweisend für den Schutz auch der seelischen Unversehrtheit, ZUM 2005, 192 ff.
- (二) BVerfGE 101, 361.
- (三) ジャン・エ・ゼー・ヤン and others v. Germany, Urteil v. 22. 1. 2004, Beschwerde-Nr. 46720/99, 72203/01, 72552/01; Görgülü v. Germany, Urteil v. 26. 2. 2004, Beschwerde-Nr. 74969/01=EuGRZ 2004, 700=NJW 2004, 3397. 這

者については、小野秀誠「東ドイツ地域における財産返還問題とヨーロッパ人権裁判所」国際商事法務111巻六号（11〇〇四）七七〇頁以下参照。後者については、本文後述（三）の（2）を参照。

- (4) 鈴木秀美「有名人のプライバシーと写真報道の自由——ユーフ連邦憲法裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決」櫻井雅夫編『EU法、ヨーロッパ法の諸問題』石川明教授古稀記念論文集（信山社・11〇〇11）一九二頁以下。
- (5) 田口精一「人権の国際化」公法研究四三号（一九八一）三〇頁〔『基本権の理論』（信山社・一九九六）所収、四七七頁以下〕。

(6) 鈴木・前掲注（4）一一九三頁以下参照。

(7) BGHZ 131, 332.

(8) BVerfGE 101, 361.

(9) 詳細については、鈴木・前掲注（4）一一〇五頁以下参照。

(10) 以下本文で「条約」とは歐州人権条約（正式には、「人権および基本的自由の保護のための条約」）を指す。

(11) EuGRZ 2004, 660 ff.

(12) EuGRZ 2004, 663 ff.

(13) Caroline von Hannover v. Germany, Ziff. 44 ff.

(14) Vgl. Ebd., Ziff. 42.

(15) 以下判決の引用部分において「裁判所」とは歐州人権裁判所を指す。

(16) Ebd., Ziff. 57. 以下の判決引用部分において、判決が援用している先例を本文中では示れない。但し、重要な先例については注に示す。

(17) Ebd., Ziff. 58.

(18) Ebd., Ziff. 59.

(19) Tammer v. Estonia, Urteil v. 6. 2. 2001, Beschwerde-Nr. 41205/98, Ziff. 68. ハヤーナラスムドあら Tammer 氏が、血の政治家の縫歿をめぐる首相の懲りじめあつた女性の名前を報道したとの理由で刑事责任を問われ、一〇〇条違反を主張して個人申立てを行つた事件。

- (20) Krone Verlag GmbH & Co. KG v. Austria, Urteil v. 26. 2. 2002, Beschwerde-Nr. 34315/96, Ziff. 37. 新聞社が、歐州議会議員が歳費だけじゃなく、教説についての紹介も違法は扱つたものの報道や記事は議員の顔写真を掲載したとの理由で民事責任を問ねる、一〇条違反を主張して個人申立てを行つた事件。
- (21) Plon (Société) v. France, Urteil v. 18. 5. 2004, Beschwerde-Nr. 58148/00, Ziff. 53. 大統領が癌であつたとのを国民に隠つたとの暴露本を公表した社説医が、守秘義務違反の民事・刑事の責任を問われ、一〇条違反を主張して個人申立てを行つた事件。
- (22) Caroline von Hannover v. Germany, Ziff. 60.
- (23) Ebd., Ziff. 63.
- (24) Ebd., Ziff. 64.
- (25) Ebd., Ziff. 65.
- (26) Ebd., Ziff. 72.
- (27) Ebd., Ziff. 73.
- (28) Ebd., Ziff. 74.
- (29) Ebd., Ziff. 75.
- (30) FAZ v. 14. 7. 2004, S. 34. グリム判事は、連邦憲法裁判所在任中、名著や私的領域の保護と表現の自由との調整法理の発展に尽力したりとも知られる (D. Grimm, Die Meinungsfreiheit in der Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts, NJW 1995, 1697 ff. 翻訳ムツボ、黒川一郎・グリム (上村都訳) 「連邦憲法裁判所判決における意見表明の自由」名城法学四九巻四号 (11000) 1 頁以下)。一九九九年のカロリーヌ判決は、グリム判事が連邦憲法裁判所を退官する前日に下されたものである。
- (31) Bundesregierung erhebt keinen Einspruch gegen „Caroline-Urteil“, epd medien Nr. 69 v. 4. 9. 2004, S. 8. なお、筆者は、偶然のいひながら、この闘議決定が下された11000年九月一日、「ライツ憲法判例研究会」調査団の一員として、法務大臣に直接インタビューする機会を与えられ、本判決に対する法務省の取り組みについての説明を受けた。

- (33) Antwort der Bundesregierung v. 12. 11. 2004, BT-Drucksache 15/4210 = EuGRZ 2004, 665 ff.
- (33) FAZ v. 13. 10. 2004, S. 16.
- (34) 特別の反応³³⁾ G. Zagouras, Bildnisschutz und Privatsphäre im nationalen und europäischen Kontext, AFP 2004, 509 f. なお、判決直後から本判決を支持する論者も一部に存在します。グリム判事が発展めやた名譽や私的領域の保護と表現の自由との調整法理について、表現の自由を必要以上に保護してこらへと批判しました論者は、本判決を支持する傾向があると言えます。ルバーハト論者として Stürmer, a.a.O. (Ann. 1) ; Hermann, a.a.O. (Ann. 1) ; Tettinger, a.a.O. (Ann. 1) ; Forhel, a.a.O. (Ann. 1).
- (35) Kaboth, a.a.O. (Ann. 1), 824.
- (36) Lenski, a.a.O. (Ann. 1), 51.
- (37) Grabenwarter, a.a.O. (Ann. 1), 310 f.
- (38) Ebd., 311 f., 315 f.
- (39) ベーネル（建石真公子訳）『ヨーロッパ人権条約』（有信堂・一九九七）五六頁。1〇条の解釈における「評価の余地」に対する統制³⁴⁾は、西片聯哉「表現の自由の制約に対する裁判所の統制」神戸法学年報一七号（11〇〇一）111111頁以下参照。
- (40) Caroline von Hannover v. Germany, Ziff. 57. 欧州人権裁判所は、私人間への条約の適用を「国家の積極的義務」という概念によって可能にしてくる。これは、ドイツにおける基本権の私人間効力論の保護義務論的構成と同様の考え方である。中井伊都子「私人による人権侵害への国家の義務の拡大（I）・完」法学論叢一四一巻二号（一九九七）四二頁は、八条に関する判例を手がかりに、国家の裁量権は、消極的義務の場合のほうが、積極的義務の場合よりも狭いと指摘しています。
- (41) 詳細³⁵⁾ 鈴木・前掲注（4）111五頁参照。
- (42) Mann, a.a.O. (Ann. 1), 3222.
- (43) Grabenwarter, a.a.O. (Ann. 1), 316.
- (44) ただし、イギリスでもナオル・キャハベルの薬物中毒治療に関する記事と写真の公表が争われた事件で、11〇〇

- 四年五月六日、貴族院は、私生活の保護を認める判決を下し注目を集めだ。治療を断つて死んでしまうことを許されが、治療の結果としてある報道する必要があるんだ。*Campbel v MGN (Mirror Group News) Ltd, 2004, UKHL 22. T. Hoppe, Campbell v Mirror Ltd – das „Model“-Urteil zu Privacy?*, ZUM 2005, 41 ff.
- (45) *Grabenvanter*, a.a.O.(Ann. 1), 315. 関注・前掲注(3) 1 回大頭。
- (46) *Scheyh*, a.a.O.(Ann. 1), 628, 630 ff.; *Vetter/Warneke*, a.a.O.(Ann. 1), 1229.
- (47) *E. Pache*, Die Europäische Menschenrechtskonvention und die deutsche Rechtsordnung, EuR 2004, 393 ff. ザーネルトの議論を概観してみる。齊藤正彰『国法体系における憲法と条約』(鹿田社・110011) 1121頁、配田秀「歐州人権裁判所判決の国内法的効力」(樋口陽一著)『日本憲法学の創造力』(鹿田社・110011) 1125頁による。
- (48) *J. Meyer-Ladewig*, Hk-EMRK, 2003, Art. 46, Rdnr. 8.
- (49) BVerfG, 2 BvR 1481/04 v. 14. 10. 2004, EuGRZ 2004, 741= NJW 2004, 3407. ジュリの争点の諸點をみると *H.-J. Cremer*, Zur Bindungswirkung von EGMR-Urteilen, EuGRZ 2004, 683 ff.; *J. Meyer-Ladewig/Petzold*, Die Bindung deutscher Gerichte an Urteile des EGMR, NJW 2005, 15 ff.; *E. Klein*, Ann., JZ 2004, 1176 ff.
- (50) *Görgülü v. Germany*, EuGRZ 2004, 700=NJW 2004, 3397.
- (51) *Görgülü v. Germany*, Ziff. 64.
- (52) *H.-J. Papier*, FAZ v. 9. 12. 2004, S. 5.
- (53) BVerfGE, a.a.O.(Ann. 49), C.I.3. (1. Leitsatz).
- (54) Ebd., C.I.3.c) (2. Leitsatz).
- (55) Ebd.
- (56) *L. Wildhaber*, Der Spiegel Nr. 47 v. 15. 11. 2004, S. 50 ff. 画面の批評により *G. Ress*, FAZ v. 23. 10. 2004, S. 4.
- (57) *Meyer-Ladewig/Petzold*, a.a.O.(Ann. 49), 16 の整理。たゞして *K. Grupp*, Zur Berücksichtigung der

Gewährleistungen der Europäischen Menschenrechtskonvention bei der Auslegung deutschen Rechts, DVBl. 2005, 133 ff., 143 ゼーハウゼンの懸念は杞憂であると指摘してしまった。Meyer-Ladewig/Petzold, a.a.O (Ann. 49), 20 エ欧州人権条約違反を基本権侵害として争つ可証性を示したが、この決定を肯定的と評価する。

(53) *Papier*, a.a.O. (Ann. 52).

(53) Kammergericht Berlin Beschluss v. 29. 10. 2004, AfP 2004, 564 ff.

(60) 鈴木秀美「EU法と欧州人権条約」比較憲法学研究 | 1999 | 五頁。最近の議論は以下の如く。J. Bergmann, Das Bundesverfassungsgericht im Europa, EuGRZ 2004, 620 ff.

(61) EU基本権憲章による欧州人権条約の意味は以下の如く。Y. Dorf, Zur Interpretation der Grundrechtsschutz für die zukünftige Europäische Union, DÖV 2005, 152 ff.

(62) EUの戻入によって Chr. Grabenwarter, Auf dem Weg in die Grundrechtsgemeinschaft?, EuGRZ 2004, 563 ff., 569 f.; Pache, a.a.O. (Ann. 47), 413 f.

(63) 1100四年暮から1100五年春にかけて、例えば、連邦行政裁判所 (NJW-aktuell 9/2005, XVI)、マックス・ヘルバ評議会 (NJW-aktuell 12/2005, XXIV)、ケルン大学放送法研究所 (epd medien Nr. 34/35 v. 4. 5. 2005, S. 16 f.) 等の主催により、本判決をテーマとするシンポジウムやパネル・ディベカッションが次々と開催された。

[追記] 本稿脱稿後の1100五年七月一八日、欧州人権裁判所は、条約四一条に基づいて王女の賠償請求に関する、ダメークと王女の間で成立した友好的解決を認め、名簿から事件を削除する決定を下した。王女には、精神的損害について一万ユーロ、裁判費用について一〇万五〇〇〇ユーロの賠償がドイツからの支払われるようになった。